

令和8年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

(新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他)

No	2		府 省 庁 名	内閣官房
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）			
要望 項目名	地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の制度改善（適正化）に伴う所要の措置			
要望内容 （概要）	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 内閣総理大臣が認定した地域再生計画に位置づけられた事業に対して企業が寄附を行った場合に、損金算入措置に加え、平成28年度から令和9年度までの間、法人住民税、事業税、法人税に係る税額控除の措置が講じられている。 ・特例措置の内容 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の制度改善等について必要な検討を行い、税制上の所要の措置を講じることを要望する。			
関係条文	[地方税法附則第8条の2の2、第9条の2の2 ・地方税法施行令附則第5条の4、第6条の2の2 ・地方税法施行規則附則第2条の6、第2条の6の2、第3条]			
減収 見込額	[初年度] — (▲16,613) [平年度] — (▲16,613) (単位：百万円)			
要望理由	(1) 政策目的 地方公共団体の実施する一定の地方創生事業に対して企業が寄附を行うことを促すことにより、地方創生に取り組む地方を応援することを目的とする。 (2) 施策の必要性 本税制については、令和5年度に寄附金額は470億円、活用地方公共団体数は1,536団体となるなど活用が進んでいるほか、官民連携の効果的な取組も多く生まれている。 一方、令和6年11月に寄附活用事業において、契約手続の公正性等に問題があると認め、福島県国見町の地域再生計画の認定を取り消した事案や、実態調査の結果を踏まえ、令和7年度から制度改善策を実施しているところであり、制度の健全な発展の観点から、更なる制度改善策（適正化）を講じた上で、より一層の活用促進に取り組む必要がある。			
本要望に対応する 縮減案	—			

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	○地方創生 2.0 基本構想（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定） 4. 各主体が果たす役割 （１）国の枠割 ④財政・金融による支援等 さらに、<u>地域課題の解決に向けた民間資金の新たな流れを創り、企業の自主的な取組を促す必要がある。そのため、企業版ふるさと納税の更なる活用促進等を図るとともに、政策金融の活用や、地方公共団体と金融機関の連携を促進しながら、地方創生に資する利子補給制度の予算の一本化など資金ニーズに応じた柔軟な支援が可能となる仕組みなどを通じて、地域課題解決への金融機関の主体的な連携・参画を後押しする。</u> ○地方創生 2.0 基本構想 施策集（令和 7 年 6 月 13 日） 第 1 章 政策の 5 本柱 3. 人や企業の地方分散 ～産官学の地方移転、都市と地方の交流等による創生～ （11）企業版ふるさと納税の更なる活用促進等 企業版ふるさと納税について、大半の地方公共団体で活用され、寄附実績も年々増加し、優良事例も生まれてきている。地方公共団体側の体制がおおむね整った状況を踏まえ、<u>今後は、関係省庁や経済団体等との連携をより深め、寄附企業の裾野を広げることで、地方への資金の流れをより一層創出するなど、企業版ふるさと納税の更なる活用促進等を図る。</u>
		政策の達成目標	下記の観点を踏まえ、令和 9 年度までに、本税制を活用した事業（計画）の目標が十分に達成されることを目標とする。 ・企業の創業地や地方創生のプロジェクトに取り組む地方への貢献を促進 ・地方公共団体が企業に取組をアピールすることで自治体間競争を促進 ・本社機能の移転促進税制の補完 達成目標に係る測定指標については、本税制の直接的な効果を把握するため、地方版総合戦略上の目標（KPI）とは別に設定する、各地方公共団体における本税制を活用した事業（計画）の目標の達成状況とする。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	3 年間（令和 7 年度～令和 9 年度）
		同上の期間中の達成目標	本税制を活用した事業（計画）について、「目標以上を達成」「概ね目標を達成」「目標達成に向け順調に推移」と回答した事業（計画）を 8 割以上とする。 また、上記目標を補完するものとして、本税制を活用したことのある累計地方公共団体数及び地方公共団体が行う地方創生事業に対する寄附額を把握する。
		政策目標の達成状況	・「目標以上を達成」「概ね目標を達成」「目標達成に向け順調に推移」と回答した事業（計画）の割合（令和 5 年度実績） 81% ・本税制を活用したことのある地方公共団体数 1,536 団体（平成 28 年度～令和 5 年度累計） ・寄附額（平成 28 年度～令和 5 年度累計） 1,246.5 億円
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本税制措置は、地方公共団体の行う地方創生事業に対し企業が寄附を行った場合の優遇措置であり、企業の負担を軽減することにより、民間の資金を投入した地方創生事業が推進され、本税制を活用した事業の目標が十分に達成されることが期待される。

	相当性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	
		予算上の措置等 の要求内容 及び金額	本税制の一層の活用促進を図るため、地方公共団体や民間企業等に向けた、制度内容や活用事例等に係る広報をさらに強化する。 【令和8年度概算要求】0.4億円
		上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	地方創生 2.0 の推進及び地方創生の更なる充実・強化に向け、地方への資金の流れを一層高めるとともに、その流れを継続的なものとするためには、地方公共団体や民間企業等に向けた広報を強化し、本税制の活用を一層促進する必要がある。
		要望の措置の 妥当性	地域再生法は「地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進する」ことを目的としており、地域再生基本方針においては地域再生の意義を「地域における地理的及び自然的特性、文化的所産並びに多様な人材の創造力をいかし、官民の適切な連携の下、地域の創意工夫を凝らした自主的かつ自立的な取組を進めることが重要である。さらに、地域が、夢を抱いて互いにアイデアを出し合い、切磋琢磨することにより、こうした地域の取組が一層加速されていくような環境を整備することが重要である」としている。 本税制は、国と地方だけではなく、地方創生を実現する上でのステークホルダーとして企業を参画させ、持続可能な地方創生の取組につなげていくことに加え、地方公共団体間の競争を促進することを目的としていることから、地域再生法の目的及び地域再生基本方針における地域再生の意義に照らしても、本特別措置は極めて妥当であるといえることができる。

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	平成 28 年度～令和 5 年度の適用実績は以下のとおり。 【平成 28 年度】 ・法人住民税・・・4,771 千円 ・事業税・・・1,180 千円 【平成 29 年度】 ・法人住民税・・・148,039 千円 ・事業税・・・90,859 千円 【平成 30 年度】 ・法人住民税・・・332,282 千円 ・事業税・・・182,248 千円 【令和元年度】 ・法人住民税・・・492,581 千円 ・事業税・・・298,673 千円 【令和 2 年度】 ・法人住民税・・・511,215 千円 ・事業税・・・349,372 千円 【令和 3 年度】 ・法人住民税・・・3,633,666 千円 ・事業税・・・2,956,250 千円 【令和 4 年度】 ・法人住民税・・・5,657,885 千円 ・事業税・・・3,642,484 千円 【令和 5 年度】 ・法人住民税・・・10,713,449 千円 ・事業税・・・5,990,865 千円
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	税負担軽減措置等の適用実績に同じ。
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	企業が寄附の依頼や事業への共感等を踏まえて地方公共団体に寄附することにより、観光振興や移住・定住、デジタル化などの事業を促進する優れた事例が出てきている。このように、企業が地方公共団体の地方創生事業に関与することは、民間のノウハウを取り入れることによる事業の質の向上をもたらし、地方公共団体における安定的な財源確保にも役立つほか、企業と地方公共団体の連携を強化するものとして効果的なものである。
	前回要望時の達成目標	達成目標については、以下の観点を踏まえ、令和 9 年度までに、本税制を活用した事業の目標が十分に達成されることとする。 ・企業の創業地や地方創生のプロジェクトに取り組む地方への貢献を促進 ・地方公共団体が企業に取組をアピールすることで自治体間競争を促進 ・本社機能の移転促進税制の補完
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	これまでに本税制を活用したことのある地方公共団体は平成 28 年度～令和 5 年度の累計で 1,536 団体に上った。寄附額は同じく平成 28 年度～令和 5 年度の累計で 1,246.5 億円となるなど、本税制を活用した事業の目標の達成において大きな効果があったといえる。一方で、地方創生 2.0 の推進及び地方創生の更なる充実・強化のためには、引き続き本税制による後押しが必要である。
これまでの要望経緯		・平成 28 年度：新設 ・平成 31 年度：運用改善の実施 ・令和 2 年度：適用期間の延長及び税制優遇措置の拡充等 ・令和 7 年度：適用期限の延長